令和８年１０月２６日

令和８年度山形県新庄市職員採用試験受験案内

《上級行政、初級行政、上級建築、初級建築、上級土木、初級土木、保育士》

新庄市職員採用試験（大学・高校新卒向け、保育士）を実施します。

○第１次試験日　令和８年１２月６日（日）受付：午前９時～午前９時３０分
○第１次試験会場　新庄市役所（新庄市沖の町１０番３７号）
○受　付　期　間　令和８年１０月２６日（月）９時～１１月２５日（水）１７時

１　試験区分・職務内容

試験区分	主な職務内容	採用予定人員
上級行政	一般行政に関する業務	若干名
初級行政		
上級建築	市有建築物の設計・工事監督・都市計画に関する業務等	１名
初級建築		
上級土木	市有施設・道路等の維持管理、工事の設計・監督その他土木行政に関する業務	１名
初級土木		
保育士	保育に関する業務等	１名

２　受験資格　（※下記試験の併願はできません。）

試験区分	生年月日・資格等	住所要件
上級行政	次のいずれかに該当する者 ①昭和６２年４月２日から平成１７年４月１日までに生まれた者 ②平成１７年４月２日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は令和９年３月３１日までに大学を卒業する見込みの者	採用後、新庄市内に居住する見込みのある者
上級建築	次のいずれかに該当する者 ①平成３年４月２日から平成１７年４月１日までに生まれた者 ②平成１７年４月２日以降に生まれた者で、大学を卒業した者又は令和９年３月３１日までに大学を卒業する見込みの者	
上級土木		
初級行政	平成１７年４月２日から平成２１年４月１日までに生まれた者 ※ただし、大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和９年３月までに卒業見込みの者は受験できません。	
初級建築		
初級土木		
保育士	平成９年４月２日から平成１９年４月１日までに生まれた者で、保育士の資格を有する方又は令和９年３月までに当該資格を取得する見込みの者	

次のいずれかに該当する者は受験できません。

（１）日本の国籍を有しない者

（２）地方公務員法第１６条の規定により地方公務員となることができない者

○　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

○　新庄市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

○　日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（３）平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

３　試験日程

試 験	試 験 日	試験種目	試験区分	試験時間	試験会場
第１次	令和８年 １２月６日(日) ※受付 ９：00～９：30	教 養 試 験	全区分共通	10:00～12:00	新庄市役所
		職場適応性検査		12:20～12:40	
		専 門 試 験	初級行政を除く全区分	①13:30～15:00 ※初級建築・初級土木・保育士 ②13:30～15:30 ※上級行政・上級建築・上級土木	
第２次 （予定）	令和９年 １月中～下旬	人 物 試 験	全区分共通	第１次試験合格者に通知します。	新庄市役所 （予定）

４　試験内容

試 験	試験種目	内　　容
第１次	①教 養 試 験 ②職場適応性検査 （全区分共通）	①初級職・保育士は高校卒業程度、上級職は大学卒業程度の一般知識及び能力に関する多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題 ②公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性を検証
	専 門 試 験 （上級行政）	必要な専門知識に関する多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
	専 門 試 験 （上級建築）	必要な専門知識に関する多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工
	専 門 試 験 （上級土木）	必要な専門知識に関する多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
	専 門 試 験 （初級建築）	必要な専門知識に関する多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工
	専 門 試 験 （初級土木）	必要な専門知識に関する多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 数学・物理・情報、土木構造設計（構造力学、構造設計）、土木基盤力学（水理学、土質力学）、測量、社会基盤工学、土木施工
	専 門 試 験 （保育士）	必要な専門知識に関する多肢選択式による筆記試験 ■出題分野 社会福祉、子ども家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 ※障がい児保育について、いずれかの分野で出題する可能性あり
第２次 （予定）	人 物 試 験	口述による個別面接試験、集団討論試験

５　受験手続

（１）　申し込み方法

「やまがた e 申請」のホームページ(https://www.pref.yamagata.jp/020051/kensei/online_ymg/shinseitodokede/e-tetsuzuki99/index.html)からインターネットにより受験申込みを行ってください。

（「やまがた e 申請」には、新庄市公式ホームページの職員採用試験受験案内のページ(https://www.city.shinjo.yamagata.jp/s001/040/009/20250424171206.html)に掲載するリンクからアクセスすることができます。）

新庄市公式ホームページの職員採用試験受験案内のページに掲載している「新庄市職員採用試験インターネット申込手続ガイド」で手続き方法や注意事項等を必ず確認の上、同ガイドに従って申し込んでください。なお、同ガイドに記載されたとおりに申し込み手続を行わなかった場合の事故については責任を負いません。

【注意事項】

※受付期間終了直前はインターネット回線が混み合うことが予想されるため、余裕をもって申し込んでください。

※使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

※一度申し込みを完了した後に申込内容を変更する場合は、必ず事前に新庄市総務課にご連絡ください。

※インターネットによる申し込みができない特別の事情がある方は、１１月１８日（水）までに新庄市総務課にお問い合わせください。

（２）受験票の交付について

○　申込期間終了後に、受験番号等を付記した受験票を発行します。受験票を発行した旨をメールで通知しますので、「やまがたｅ申請」のホームページからログインし、ダウンロード・印刷してください。なお、１１月３０日（月）までに発行が確認できない場合は、新庄市総務課までお問合せください。

（３）受付期間

○　期　間　　令和８年１０月２６日(月）９時～令和８年１１月２５日（水）１７時

（４）　その他

○　受験票は、申込内容を印字した受験申込書と合わせて発行しますので、試験当日は、受験票のみ切り離して持参してください。

○　**試験当日に受験票を持参しない方は受験できません。**

６　合格者の発表

（１）　第１次試験

○　発表日時　令和８年１２月中旬

○　発表方法　合格者の試験区分及び受験番号を新庄市役所前掲示場に掲示するとともに、市のホームページに掲載します。合格者には合格通知書を郵送します。

（２）　第２次試験

令和９年１月下旬までに、合格者の試験区分及び受験番号を新庄市役所前掲示場へ掲示するとともに、市のホームページに掲載します。また、第２次試験受験者全員に書面で合否の結果を通知します。

※第１次試験、第２次試験ともに、合格者の試験区分及び受験番号でお知らせします。

※受験資格を満たしていない等、受験申込書に事実と異なる記載をした場合、合格を取り消すことがあります。

※第１次試験・第２次試験の結果は、それぞれの試験の合否判定にのみ使用します。

７　試験結果の開示

第１次、第２次試験の不合格者に対し、受験者本人の試験結果を口頭で開示します。

受験者本人が、受験票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証等）を持参のうえ、９時から１７時（土曜日、日曜日及び祝日を除く）までの間に新庄市総務課に直接お越しのうえ、申し出てください。なお、郵送、電話等での開示請求はできません。

試験区分	開示請求できる方	開示期間	開　示　内　容
第１次試験	第１次試験不合格者	合格発表の翌日から１月間	得点及び順位
第２次試験	第２次試験不合格者		第２次試験の得点及び順位

８　合格から採用まで

（１）　最終合格者は令和９年４月１日付けで採用する予定ですが、場合によっては令和９年４月２日以降になることがあります。

（２）　最終合格者のほかに補欠合格者を決定する場合があります。補欠合格者は補欠合格者名簿に登録され、必要に応じて成績順に採用されます。補欠合格者名簿は原則として令和９年３月３１日まで有効ですが、名簿登録者が必ずしも採用されるとは限りません。

９　給与

給与は、職員の給与に関する条例、規則等に基づいて支給されます。初任給は、各人の学歴、その他の経歴により異なりますが、おおむね下表のとおりです。

前職	社会人経験年数	上級行政	上級建築	上級土木	初級行政 初級土木 初級建築	保育士
	0 年	234,900 円	234,900 円	234,900 円	202,000 円	202,000 円
行　政	5 年	256,300 円	256,300 円	256,300 円		234,900 円
	10 年	264,500 円	264,500 円	264,500 円		256,300 円
	15 年	270,600 円				
民　間	5 年	253,600 円	253,600 円	253,600 円		228,200 円
	10 年	262,100 円	262,100 円	262,100 円		250,100 円
	15 年	266,900 円				

※　金額は令和８年４月１日現在のものであり、改定されることがあります。

※　上の表は、行政・民間において、職務の種類が類似している職種又は職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職種に従事した経験がある場合の初任給の目安です。

その他、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

１０　勤務時間及び有給休暇等

原則として、土曜日及び日曜日を週休日とする完全週休２日制の週３８時間４５分勤務（１日につき７時間４５分勤務）です。

年次有給休暇は１年間に２０日（採用年は１５日）、その他、慶弔休暇、病気休暇、産前・産後休暇等、育児休業等の制度があります。

１１　その他

災害の発生等やむを得ない事情により試験日時、試験会場などを変更する場合には、新庄市ホームページでお知らせします。

お問合せ　新庄市総務課職員係

〒996-8501　山形県新庄市沖の町 10 番 37 号　電話 0233-22-2111(内線 212・216)